

## ゆとりと魅力ある居住環境の創出モデル事業 募集要領

(目的)

**第1** この要領は、広島型の「適散・適集」なまちづくりの実現に向けて、広島県の特徴である「都市と自然の近接性」やそれぞれの地域固有の特性を生かした、広島らしいゆとりと魅力ある居住環境の創出に取り組む市町等に対する県の支援等を定め、もって本県における持続可能なまちづくりの実現を図ることを目的とする。

(事業の内容)

**第2** 本事業は、県が選定したモデル地区において、県と市町等が連携して、目指すべき居住環境の将来ビジョンの策定及びその実現に向けた取組を実施するものである。

県は、これらに要する経費の支援、広域的な視点からの助言や自治体間の連携推進などを行う。

(モデル地区の選定)

**第3** 市町は、モデル地区の選定を受けたいときは、募集期間内に、次の応募書類を1部、県土木建築局住宅課に提出するものとする。

- (1) ゆとりと魅力ある居住環境の創出モデル事業応募書（第1号様式）
- (2) 取組内容概要書（参考様式参照）
- (3) モデル地区の取組に係る経費概要（第2号様式）

2 県は、提出された応募書類を審査した上で、モデル地区を選定する。なお、選定結果は、応募があった市町に通知するとともに、地区名・取組の概要・位置等を公表する。

(モデル地区の選定基準)

**第4** モデル地区の選定にあたっては、次の(1)に該当する対象地区において(2)に該当する取組内容であること及びモデル事業としての波及効果が高いことを基準とし選定する。

(1) 対象地区

当該地区において、地域特性を生かした居住環境を創出することで、多様な人々を惹きつけることが見込まれる一定のまとまった地区であること。

(2) 取組内容

ア 市町、関係団体等の多様な主体が連携し、目指すべき居住環境の将来ビジョンの策定とその実現に取り組むものであること。

イ 多様な人々が住みたいと思える居住環境が創出され、当該地区への居住誘導が見込まれる取組であること。

(モデル地区での取組に対する支援)

**第5** 県は、モデル地区での取組に対して、事業期間中に予算の範囲内で、次の支援を行う。

- (1) ニーズ調査、ワークショップ開催などの目指すべき居住環境の将来ビジョンの策定に係る支援
- (2) 前号で策定した将来ビジョンの実現に係るハード面のデザインルールの策定、ソフト面のエリアマネジメント体制の構築やまちづくり運営に係る支援

- (3) その他，広域的な視点からの助言や自治体間の連携推進などに係る支援
- 2 前項の支援内容は，モデル地区の選定後，県と協議した上で決定する。

(モデル地区の取組に係る報告)

**第6** モデル地区に選定された市町は，次の報告を行うこと。

- (1) 毎年度の取組が完了した際，又は県が求めた場合には，取組の成果及び実績額内訳明細（第3号様式）等を県に報告すること。
- (2) 県が求めた場合には，次年度のモデル地区の取組に係る経費概要（第2号様式）を県に報告すること。

(モデル地区の取組に関する情報発信等)

**第7** モデル地区の取組状況等を，県全体へと波及させるため，次のとおり，情報発信等を行う。

- (1) 県ホームページ等による情報発信  
モデル地区の取組を，県ホームページ等に掲載することにより他地域への情報発信を行う。
- (2) 会議等を通じた情報提供  
住宅行政担当課長会議などの市町が参加する会議等において，モデル地区の取組を情報提供する。

附 則

この要領は，令和3年4月12日から適用する。